

平成29年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成29年 2月20日(月)	開会	午前 9時38分
		散会	午前10時03分
	2月24日(金) 第1回	開会	午前 9時53分
		休憩	午前10時12分
	第2回	再開	午後 1時56分
		散会	午後 2時 6分
	3月 2日(木) 第1回	開会	午前 9時31分
		休憩	午前 9時52分
	第2回	再開	午後 0時16分
		散会	午後 0時20分
	3月24日(金)	開会	午前 9時30分
		散会	午前 9時38分
	3月27日(月) 第1回	開会	午前 9時32分
		休憩	午前 9時41分
	第2回	再開	午前 9時41分
		休憩	午前 9時46分
	第3回	再開	午後 1時47分
		休憩	午後 2時
	第4回	再開	午後 3時32分
		休憩	午後 3時33分
	第5回	再開	午後 5時10分
		閉会	午後 5時16分

場所 議会運営委員会室

出席委員 神尾高善委員長

伊藤雅俊副委員長、石渡豊副委員長

山下勝矢委員、木下高志委員、田村琢実委員、小林哲也委員、本木茂委員、

小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、井上将勝委員、菅克己委員、

萩原一寿委員、石川忠義委員、村岡正嗣委員、木下博信委員

出席者 宮崎栄治郎議長、石井平夫副議長

欠席委員 なし

説明者 塩川修副知事、中原健一企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

- 1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

塩川副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

まず、2月24日・代表質問初日に御提案する議案について御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成29年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧いただきたいと存じる。追加提案を予定している議案は、予算14件、条例5件、工事契約の締結1件、訴えの提起1件の計21件である。また、議案以外では、専決処分報告が2件あり、合わせて23件となる。予算については、一般会計のほか、特別会計9件、企業会計4件について、それぞれ補正をお願いするものである。条例については、指定特定非営利活動法人の指定や埼玉県産業技術総合センターの依頼試験手数料の額を定めるものなど、一部改正条例が5件ある。このほか、所沢警察署庁舎新築工事に係る工事請負契約の締結が1件、県営住宅の滞納家賃等の請求に係る訴えを提起することについて議決を求めるものが1件である。

詳細については、この後、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に御提案する予定の人事案件について、御説明申し上げます。その内容だが、副知事及び教育長の選任及び任命についてである。埼玉県副知事に奥野立氏、飯島寛氏の2名を新たに選任するとともに、埼玉県教育長に小松弥生氏を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案を予定している議案の概要を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成29年2月定例会付議予定議案件名(追加提出)」を御覧いただきたいと存じる。

1ページの1番から3ページの14番までは「予算」である。後ほど資料3により御説明させていただきます。15番から4ページの19番までは「条例」である。後ほど資料2により御説明させていただきます。20番は「工事請負契約の締結について」であり、所沢警察署庁舎を新築するもので、工期は平成32年2月27日までとなっている。別にお配りしている「平成29年2月定例会工事契約議案一覧表」にあるように、契約の相手方は三ツ和総合建設業協同組合、請負金額は23億1,984万円である。21番は「訴えの提起について」である。県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者2名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求める訴えを提起するものである。5ページは「報告事項」で、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。(1)と(2)は、法律の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整備を行ったものである。報告事項は以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」は指定の申出があった2法人について、新たに指定特定非営利活動法人として指定するための改正である。2番の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例」は、国が定める基準の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型の施設の運営基準等を改定するものである。3番の「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法及び児童福祉法に基づき国が定める基準の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービスの運営基準の改定などを行うものである。2ページの4番の「埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例」は、国からの交付金によって設置された基金の期間を平成30年3月31日まで1年間延長するものである。5番の「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」は、新たに導入した液体クロマトグラフ質量分析装置による分析及び大型X線CT装置による測定に係る手数料の額を定めるものである。条例については以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。資料3「平成28年度2月補正予算（追加）案の概要」を御覧いただきたいと存じる。一般会計の補正額は「1 補正予算の規模」にあるとおり、633億9,868万円の減額となっており、補正後累計では1兆8,316億3,607万9千円となっている。このほか、特別会計9会計、企業会計4会計の補正をお願いするものである。

次に、「2 主な歳出」である。最初の○の「給与費」と次の○の「公債費」については、執行見込額と予算額の差を減額するものである。4つ目の○の「美術作品取得基金からの美術品買戻し」については、美術品の購入を機動的に行えるよう、定額運用基金である美術作品取得基金に属する美術品を買い戻し、基金内の現金を増加させるものである。5つ目の○の「国の補正予算への対応」については、国の補正予算に伴い、県立学校の大規模改修等を更に進めるものである。

次に、「3 主な財源」である。まず、最初の○の「県税」については、平成28年初頭からの株価低迷の影響による個人県民税の配当割及び株式等譲渡所得割の減収などによるものである。36億円の減額となっている。次の○の「地方消費税清算金」については、他都道府県の地方消費税収が見込みを下回ったことによる減収である。3つ目の○の「地方譲与税」から5つ目の○の「国庫支出金」及び6つ目の○の「県債」のうち臨時財政対策債については、予算計上額との差額を補正するものである。なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税については、ほぼ当初予算で見込んだとおりとなっている。6つ目の○の「県債」については、減収補てん債を109億3,200万円新規発行するが、事業執行に伴う県債の発行減などにより、総額では23億7,100万円の減額とさせていただくものである。最後の○の「繰入金」については、本年度の収支見通しを踏まえ、財政調整のための4基金について、当初計上していた588億円の取り崩しのうち370億7,400万円の取り崩しを中止するものなどである。

最後に、「4 繰越明許費の設定（一般会計）」だが、年度内の執行が困難な案件について、設定をお願いするものである。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、企業会計の補正予算案について、まとめたものである。後ほど、御覧いただければ幸いに存じる。

以上が2月定例会に追加提案を予定している議案等の概要である。どうぞよろしく願います。

委員長

2 北朝鮮のミサイル発射に関する対応についてだが、去る2月12日、北朝鮮が弾道ミサイルを発射した。これは、国連の安保理決議に違反する行為であり、本県議会の各会派からも、事態を憂慮する声が寄せられている。

については、本日の本会議において、北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議し、制裁措置の強化を求める内容の決議を行うことではいかか。

< 了 承 >

委員長

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局が議案を配布 >

委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することではよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、無所属は、私から確認しておく。

委員長

3 代表質問についての、質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 一般質問についての(1)一般質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)一般質問順位の決定についてだが、まず、2月28日(火)については、自民、民進・無所属、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、3月1日(水)については、自民、県民、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、3月2日(木)については、自民、改革、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

小島委員

3月2日については、1番目が山下勝矢議員、3番目が荒川岩雄議員で願います。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。>

委員長

5 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問初日・2月28日(火)、案文については、一般質問最終日・3月2日(木)、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月27日（月）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

6 平成29年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、お手元に今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件についての資料2を、あらためて配布しておいた。

各会派で御検討いただいたかと思うが、平成29年度の特別委員会について御協議願う。何か御意見はあるか。

石川委員

我々としては、資料2の特別委員会にプラスして、議会運営について再検討するような特別委員会の設置を提案する。

村岡委員

我が会派は、特別委員会については緊急かつ必要のあるものを設置すればよい、と考えているので、現在は特別に立ち上げる必要はないと考える。しかし、先ほど議会改革の特別委員会の話が出た。これは必要であるということで、我々も提案したいと思う。

小島委員

変更の必要はない。

委員長

ただ今、様々な御意見をいただいたが、協議を調えるにはもう少し時間が必要かと思うので、次回の議運であらためて御協議いただくことでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 平成29年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料3を御覧願う。

現在の各会派に配分されているポストは36であり、その内訳は、自民21、民進・無所属5、公明4、県民4、共産党2である。

平成28年度と29年度の変更点はなく、各会派に配分するポスト数は36となる。

これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料2の一番下の平成29年度配分(案)のとおり、自民21、民進・無所属5、公明4、県民3、共産党2、改革1となるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月24日（金）までに各会派で調整願う。

< 了 承 >

委員長

8 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いする。

< 了 承 >

委員長

議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

10 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

小島委員

その他として、ここで、議案の執行部提案について意見を申し上げる。

さきの報道のとおり、副知事等の人事案件について、本日の各会派代表者会議での正規の手續における説明より前に、マスメディアを通して人事の件が報道された。また、遡ると、平成29年度予算案においても同様に、招集告示日での議会運営委員会の説明の前に、マスメディアに予算説明を行っていたことが判明している。

我が会派としては、議案について、報道を先行させ、既成事実を作る執行部の手法は、断固容認できない。この際、我が会派は、人事案件についても、先例にかかわらず、必要とあらば質疑、委員会付託など通常議案と同様の審査を行うことを提案する。議会軽視の状況の改善に向け、議長に申入れをする。

塩川副知事

ただ今の執行部への・・・

野本委員

執行部の答弁は不要である。

塩川副知事

承知した。

村岡委員

執行部の意見も聞きたい。

野本委員

必要ない。

委員長

整理する。自民から議長への申入れについては、状況の改善に向けて、議長、よろしくお取り計らいいただきたい。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・２月２４日（金）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

平成29年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年2月24日(金)第1回)

委員長

この際、議長から発言を求められているので、議長、よろしく願います。

議長

去る2月20日の議運において自民の小島委員から、当初予算案や人事案件が議会に先んじて外部に流されていた旨の発言があった。

「議案は初めに議会に対して説明する」という例になっているのは、予断を排し、公正に議案を審査するためである。

したがって、今回の執行部の行為は極めて遺憾であるので、副知事を呼び、私から厳重に注意したところ、副知事から、今回の件を厳粛に受け止め、今後同様のことを繰り返さないよう戒めてまいりたいとの発言があった。

以上、御報告する。

委員長

次に、執行部から発言を求められているので、これを許す。

塩川副知事

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただく。

議案は初めに議会に対して御説明させていただくものであることは十分に認識しており、これまでその取扱いには慎重を期してまいったつもりであるが、誠に申し訳ない。

議長からお話をいただいたことを速やかに知事に伝えた。

今後、このようなことがないように、庁内に情報管理を徹底すべく指示した。誠に申し訳ない。

委員長

ただ今、塩川副知事から発言があった、付議予定議案の取扱いに関しては、発言のとおり、よろしく御留意願う。

委員長

1 平成29年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、さきの議運での協議を整理させていただく。

各会派からは、「特別委員会は緊急性・必要性がある場合にのみ設置すべきであり、現行の特別委員会は必要ない」との意見、「議会運営について再検討する特別委員会を設置すべき」との意見、あるいは、「今年度のものから変える必要はない」との意見があった。

私としては、県民生活の向上等の要望に幅広く応えるためには、現行の特別委員会が必要と考え、今年度と同様の案を作成し、お手元に配布した。

この案でいかがか。

石川委員

前日も発言させていただいたが、我々としては、議会の運営について再検討する特別委員会の設置をお願いしたい。

委員長

それでは、特別委員会の名称、定数及び付託事件について、採決することでよいか。

< 了 承 >

委員長

これより、採決する。

特別委員会の名称、定数及び付託事件について、今年度と変更なしとすることに賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

(賛) 伊藤副委員長、石渡副委員長、野本委員、長峰委員、小島委員、本木委員、
小林委員、田村委員、木下(高)委員、山下委員、萩原委員、木下(博)委員
(否) 菅委員、井上委員、石川委員、村岡委員

委員長

起立多数である。よって、今年度と変更なしと決定した。

委員長

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった本木茂議員及び小島信昭議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の議運において、選挙の方法及び日程等について御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

小島委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと思う。

私たちは、今定例会で、議員提出議案として2つの条例案を提案したいと考えている。

条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと思う。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

小島委員

まず初めに、「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

本県では、平成22年12月に議員提案により「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例」を制定した。その附則において、「県は、航空機の適正な運航の確保及び山岳遭難等の発生の抑止の観点から、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について早急に対応するものとする。」と規定している。登山は、自らの意思で危険が伴う山岳に赴くものである。そして、山岳遭難に係る防災ヘリコプターによる救助活動は、他の救助活動等と比較して、より大きな危険を伴うものである。これらのことを考慮し、防災航空隊隊員が危険を冒して行う山岳救助に要した費用については、税による負担とは別に、受益者負担の観点から一定の負担を求める必要があると考える。また、山岳救助を有料とすることにより、無謀な登山を抑止する効果もあると考える。

そこで、全国に先んじて、防災ヘリコプターによる山岳救助に係る手数料の負担を求めようとするものである。

次に、「埼玉県農林水産業振興条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

農林水産業は、農林水産物の安定供給のほか、県土の保全などの多面的機能の発揮を通じて、県民生活に欠くことのできない様々な恩恵をもたらす重要な役割を果たしている。しかし、本県の農林水産業を取り巻く環境を見ると、生産者の減少や高齢化が進んでおり、農林水産業の振興は待ったなしの課題となっている。

そこで私たちは、本県における農林水産業の持続的発展及び県民の豊かな生活の向上を目的とする条例案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰り御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

石川委員

本会議前のお忙しいところ失礼する。

無所属県民会議からも条例改正案を本定例会中に提案する予定なので、資料の配布と説明の機会について、委員長によりしくお取り計らいをお願いします。

委員長

それでは、県民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

石川委員

それでは、条例案の概要について、資料に基づき、御説明する。

「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」である。主旨だが、埼玉県議会は、議員が県議会の招集に応じて旅行したとき、又は閉会中に常任委員会等の招集に応じ旅行したときは、定額の費用弁償を支給することとしている。しかし、当該費用弁償は定額支給であることから、支給額と実際に要した額とのそごがある。

そのため、当該そごをなくし、県の財政負担を軽減するとともに県民感覚に沿った議会とするために、当該費用弁償を一般職の職員の旅費支給の例により支給する実費支給方式に改めるという内容である。

また、内容だが、県議会議員が県議会の招集に応じて旅行したとき又は閉会中に常任委員会等の招集に応じ旅行したときは、費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。

施行期日は平成29年8月1日を考えている。

各会派におかれては、お持ち帰り御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件についても、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

4 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

飯能ケーブルテレビ株式会社から、本日の本会議を、議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり取材を許可することによいか。

< 了 承 >

田村委員

さきの知事の提案説明について、5か年計画の議案が議会に提出され、現在審議中であるにもかかわらず、5か年計画に触れる説明の箇所があった。

ここに、我々自由民主党としては、大変な疑義を感じている。

どうぞ、議運の中で協議をいただくよう、お願い申し上げたいと思う。

委員長

承った。ただ今の田村委員から提案された件について、本日の一般質問1人目終了後に議運を開催し、御協議いただきたいと思う。

菅委員

確認したい。過日2月20日・開会日だが、議運終了後、本会議が開会されたのは10時40分である。本日24日の議運開会は9時30分を予定していたが、9時50分となった。その理由を教えてください。

委員長

自民から議運に対しての御意見があり、その取りまとめに時間を要したことによるものである。

菅委員

少なくとも、事前に通告された公開の議会であるので、スケジュールが遅れるのであれば、相応の対応をお願いしたい。我々は時間を無駄に費やしている状況であるが、その告知は一切されていない。遅れることは、各会派で質疑等を検討するなど、時間がかかる場合はあろうかと思うが、公開された議事の進行の件であるので、その辺の配慮をする意味でも、しっかりと開議時間が遅れる場合の理由を告知することを、議運申合せ事項として提案させていただく。

委員長

菅委員の提案だが、この件については、私が気を付けて運営していきたいと思うので御理解いただきたい。今後はそのようなことがないようにしていきたい。

野本委員

委員長、申し上げておく。議会なので、その時々で緊急に協議すべき事項等がある。事前に示される開会時間はあくまでも予定として考えていかないといけない。時間をきちっとやることよりも、しっかりした結論を出すことの方が大事であるので、そういう前提で運営していただきたい。

ただし、協議している会派以外の会派に対しては、きちっと連絡する必要があるので、今後、議運の委員長が連絡を取っていただき、事務局もそのことについてしっかり対応する。そういうことでいかがか。必ずこの時間にやらなければならない、ということは議会では難しい。よろしく願います。

委員長

ただ今、野本委員から発言があったとおりでと思う。委員の皆さんに同じ立ち位置でいただければと思うので、今後、正副委員長が気を付けて配慮していきたい。よろしく願います。

委員長

それでは、本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

併せて、質疑・質問時における発言時間についても、各会派においては、発言時間を厳守されるよう、改めて願います。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2) 次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、本日の代表質問1人目終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことでよいか。

< 了 承 >

委員長

1 知事の提案説明に関する件についてだが、この件について、執行部から発言を求められているので、これを許す。

塩川副知事

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただく。

朝の議運で、田村委員からお話のあったことに関して、本会議において知事から訂正の発言をさせていただきたいと存じる。どうぞよろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

ただ今、塩川副知事から発言があったが、その訂正箇所を申し上げる。

平成29年2月20日招集の定例県議会における知事提案の説明要旨でいうと、9ページの「4 5か年計画(案)に基づく施策」のうち、「5か年計画(案)における6つの分野別施策について」を「その他の重要な施策について」に変更する。また、その次の「(1) 未来への希望を実現する」のうち「まず、『未来への希望を実現する』分野についてでございます」、「(2) 生活の安心を高める」のうち「次に、『生活の安心を高める』分野についてでございます」、10ページの「(3) 人財の活躍を支える」のうち、「次に、『人財の活躍を支える』分野についてでございます」、「(4) 成長の活力をつくる」のうち「次に、『成長の活力をつくる』分野についてでございます」、「(5) 豊かな環境をつくる」のうち、「次に、『豊かな環境をつくる』分野についてでございます」、12ページの「(6) 魅力と誇りを高める」のうち、「最後に、『魅力と誇りを高める』分野についてでございます」を削除するという御提案であった。

野本委員

確認しておくが、塩川副知事からお話のあった、知事が訂正する詳細な箇所については、知事が本会議で発言するのではなく、後から、文書か何かをいただけるのか。

委員長

ただ今、訂正される箇所を報告した。この件については、次の本会議で知事から発言がなされ、議長がそれを受け、修正に関する文書を後日配布する旨の発言をすることを考えている。

野本委員

知事が逐一訂正はしないが、後で、その部分については具体的に文書で報告をするということでしょうか。

委員長

そのとおりである。

それでは、次の本会議冒頭で、知事に発言を許可することとしたいと思うので、御了承願う。

菅委員

ただ今の件だが、訂正文言をぱっと言われただけでは、理解に苦しい部分がある。おそらく、田村委員がお話しされたのは、5か年計画の提案説明になっていない、予算議案とは関係ないということだと思う。しかし、5か年計画の初年度に当たる予算の説明であるので、当然、5か年計画の骨格をなす大きな主要項目に沿ったものになるのではないかと思う。今の訂正文言で問題が是正できるものなのか、今の説明だけでは理解できない。

田村委員

これは私が訂正してほしいといったわけではなく、執行部から訂正があったので、それを受けているだけの話である。菅委員の御指摘は全く当たっていないかなと思う。

委員長

この件については、執行部から提案をしたいという話が私にあり、この時間を借りて、皆さんに報告しているところである。

菅委員

さきの議運では、次の議運で議論する旨の提起がなされたはずである。それが全くなく、手続上、報告されて終わってしまうのはおかしいのではないか。

田村委員

私は、先ほどの議運の中で、我が会派としてはさきの知事の提案説明について疑義を感じる箇所があるので、委員長に取り計らいをお願いしたのみである。審議をしてほしいうんぬんとは一切言っていない。

その後、執行部から申入れがあったということを、今、この委員会で報告され、認識をしたところである。皆さんも共通認識だと思う。

菅委員

いずれにせよ、議論をせずに、文言の修正をしてしまうのはおかしな話である。

委員長

先ほどのやり取りのとおり、執行部側から申入れがあったものである。

菅委員

そうではない。公の場所で発言された内容をどう修正するかという議論は、間違いなく委員会で議論しなければならない話ではないのか。

田村委員

執行部の発言を修正したり削除したりすることは、議会側からはできない。執行部から申入れがあったことについて、今、委員長が説明して、これでよいかを確認している。また、本会議で知事が発言することについても確認している。これで手続上、何の瑕疵があるのか、私には全く理解できない。

野本委員

議会では執行部側の発言の修正はできない。

田村委員

議員の発言についてであれば修正可能である。しかし、執行部側の発言については、議会側で勝手に修正することはできない。

委員長

この件については、議論を終了し、議事を進めさせていただきたい。

野本委員

委員長、しっかり説明した方がよい。議会では、執行部の発言を修正することはできない。

委員長

御承知のとおり、議員の発言の取消し等については、議長の命令又は議会の議決により行うことができる。しかし、執行部側の発言については、執行部からの申出により訂正等がなされるものであり、議会側から行うことはできない。

今回、執行部側から申出があり、報告させていただいたところである。

この件については、さきのとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月2日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開することでよいか。

< 了 承 >

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

< 塩川副知事 概要説明 >

委員長

ただ今説明のあった知事追加提出議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る2月24日(金)の議運で自民及び県民から提案のあった条例案3件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第2号議案は、提案者を代表して、72番田村琢実議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

議第3号議案は、提案者を代表して、50番白土幸仁議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

議第4号議案は、提案者を代表して、32番菅原文仁議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書15件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 議案（第1号議案ないし第64号議案）及び請願の各委員会付託についてである。
今定例会において、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に基づき、8件の各分野の計画策定議案（第35号議案ないし第42号議案）が提出されている。このことについて、自民から発言を求められているので、よろしく願います。

小島委員

今定例会において、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に基づき、第35号議案「埼玉県多文化共生推進プランの策定について」をはじめ、8件の分野別計画の策定議案が提出されている。

他方、同条例に基づく議案として、去る9月定例会において、第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」が提出され、5か年計画特別委員会に付託され、現在審査中である。

今回、知事から提案のあった8件の分野別計画の策定議案については、現在審査中の5か年計画との整合性を含めて、慎重に審査する必要があると考える。

したがって、第35号議案ないし第42号議案については、5か年計画特別委員会に付託し、審査することが必要かつ適切であると考えます。

そのため、現在の5か年計画特別委員会の付託事件に、「各分野における基本的な計画の策定に関する件」を追加していただきたく、提案する。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

村岡委員

確認したい。今、小島委員から説明があったように、昨年9月に5か年計画特別委員会の設置が決まったが、その際は、本会議において「新たな5か年計画の策定に関する件」を付託事件として設置が議決された。

今回、付託事件を追加したいとのことだが、同委員会の設置を決めた後、今回の基本計画の議案がそれぞれ独立したものとして提出されてきている。付託事件を追加するというのであれば、手続的には、本会議で5か年計画特別委員会の設置目的の変更が必要になるのか否か、議会事務局にそのルールを確認したい。

田村委員

事務局が答える話ではない。委員長が答えればよい。

委員長

付託事件の追加をするだけである。

さきほどの話は、8つの基本計画の取扱いについて、現在審議中の5か年計画の下位計画であることに鑑み、その整合性を保つため、5か年計画特別委員会に付託をしてはどうかという提案だと理解している。

村岡委員

整合性を持たせるということは分かる。予定では、明日5か年計画特別委員会が開催され、質疑や討論がなされるものと思う。そこで、上位計画が仮に決まるとすれば、月曜日に常任委員会が開かれた際に、その上位計画を念頭に置いて、各常任委員会で十分な審議が行われればよいと思う。5年前も同様のことがあったように思うが、新たな5か年計画を策定するための特別委員会に付託をするということを、議運で決められるのかどうかを聴いている。また、今後、6定、9定でこうした基本計画の議案が提案された場合はどうするのか。

委員長

それは今議題となっている件が決まった後の話になる。議事課長から説明させる。

議事課長

ただ今の質疑はあくまで仮定の話となる。特別委員会は特別な案件を指定して設置している委員会であるので、6定、9定で5か年計画特別委員会があるかどうかは、現時点では確定できない。したがって、基本計画をその時どうするかはお答えしかねる。

村岡委員

5か年計画特別委員会に付託事件を追加することは、議会のルールとして認められる、というのが自民の主張だが、それを前提とすると、今週金曜日に5か年計画特別委員会が開かれ、討論、採決まで行われる予定だと思う。基本計画を5か年計画特別委員会に付託するとすれば、その審議は日を改めて行うのか。

委員長

手続上の関係なので、議事課長から説明させる。

議事課長

現在御協議いただいている案件は、議案をどの委員会に付託するかというものである。その先のスケジュールは、各委員会で決めるものである。

野本委員

最初に5か年計画特別委員会を設置する際に、何を審査するかが議論になったのだが、長中期の計画については特別委員会で審査するということが設置が決まった。そして、設置された特別委員会に何を付託するかについては、個別の計画ごとに対応することとした。全体としての総合的な5か年計画はもちろん、個別の計画についても重要なものは5か年計画特別委員会で審査する。軽微なものは各常任委員会に付託する。そういう考え方であった。また、重要であるかどうか、どちらに付託するかは議会の判断で決めればよいということだった。主に、国の計画を引き延ばしたような、そのまま県に持ってきたような計画、県で特別の意思を持って作ったものではない計画については、常任委員会で処理してよいだろう、そういう判断であった。

もう一つ申し上げますと、議案をどの委員会に付託するかということは議会が決定することであり、何の疑義もない。

村岡委員

私も以前5か年計画特別委員をやっていた。この基本計画は独立した議案として上程されているが、その付託先を、新たな5か年計画の策定のために設置された5か年計画特別委員会とすることは、その設置目的との兼ね合いで、可能なかどうか尋ねたところ、問題ないとの意見が出た。その点をもう一度委員長に確認したい。

委員長

可能である。そのために、5か年計画特別委員会に付託事件を追加したい旨の提案があり、御協議いただいているところである。

村岡委員

最後に、提案者に一点質問する。

予定からすれば、明日、5か年計画特別委員会の最終審議となると思うが、基本計画はいずれも既に上程されていたものである。なぜ今日その提案をしたのか。もっと事前に協議できたのではないか。

小島委員

申し上げるまでもなく、今日が委員会付託の日である。今までも議運で各種議論されて

きたが、委員会付託を行う本日、その協議を行う際に議題とすることが妥当だと考えた。

菅委員

本定例会の初日に8本の基本計画が議案として提案され、各常任委員会に付託される予定で動いている。それを議運の席で付託替えをするのでは、十分に議論する時間が持てないし、5か年計画特別委員の負荷が余りに大きくなる。そういう意味では、もっと早めに議論しておくべきだったのではないかと考える。

委員長

付託替えではない。今、どこの委員会に付託をするかを協議しているところである。

それでは、5か年計画特別委員会の付託事件に「各分野における基本的な計画の策定に関する件」を追加することについて、本日の本会議において、議員提出議案の提案説明終了後に、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

4 平成29年度の委員会構成についてだが、平成29年度の議会運営、各常任、各特別及び図書室委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、このとおり決定する。

なお、各委員会の委員氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月16日（木）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

委員長

5 平成29年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料2のとおり調整したので、御報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月16日（木）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

平成29年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年3月2日(木)第2回)

委員長

1 第65号議案及び議第2号議案ないし議第4号議案に対する質疑の有無の確認についてだが、14番前原かづえ議員から議第2号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案(第1号議案ないし第65号議案及び議第2号議案ないし議第4号議案)並びに請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月16日(木)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、委員長報告日・3月24日(金)の議運で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月24日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

平成29年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年3月24日(金))

委員長

1 各常任委員会、5か年計画特別委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願に対して、討論を行いたい旨の申出はなかったので、御報告する。

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

委員長

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

委員長

4 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についての(1)選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民2名とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民から推薦される方について、本日の本会議散会后に御報告をお願いする。

委員長

次に、(2)選挙の日程についてだが、最終日・3月27日(月)に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料2のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、本日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他に入る前に、執行部から発言を求められているので、これを許す。

塩川副知事

委員長のお許しをいただいたので、発言をさせていただきます。

県土整備部長・浅井義明については、体調不良のため、本日及び3月27日閉会日の本会議を欠席させていただきたいと存じる。

誠に申し訳ない。よろしく願います。

委員長

ただ今の件について、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・3月27日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 知事追加提出議案(人事案件)についてだが、塩川副知事の説明を求める。

塩川副知事

委員長のお許しをいただいたので、追加提案をお願いいたしたいと考えている人事案件について、御説明申し上げます。

その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に石井平夫議員、岩崎宏議員を、新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月20日に御説明した、副知事の選任及び教育長の任命と併せ、どうぞ、よろしく願います。

このたび議会の同意をいただくべき人事議案について、議会にお示しする前に報道がされた。また、県議会開会中に、浅井県土整備部長を富士見市の副市長に選任することの同意を求める議案が富士見市議会で可決され、それに伴い、予算特別委員会の答弁者を変更させていただいた。これらのことについては、自民党県議団から御指摘いただいているところである。

誠に遺憾であり、真摯に反省している。申し訳なかった。今後は人事管理に遺漏のなきよう徹底してまいる。どうぞ、よろしく願います。

委員長

2 知事追加提出議案(人事案件)の審議手続についてだが、現在5つの議案の提案が見込まれている。このことについて、自民から発言を求められているので、よろしく願います。

小島委員

付議予定議案のうち、新教育長の任命同意に係る議案の審議手続について、我が会派の意見を申し上げます。

平成26年6月公布の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、それまでの教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこととされた。この法案を審議した参議院文部科学委員会は、地方教育行政制度の改革を目的とするこの法案を可決するに当たり、附帯決議を付している。その附帯決議とは、「新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行うこと」というものである。

本県議会では「人事案件は、正規の手続を省略し、直ちに表決を採る例」であるが、この参議院文部科学委員会の附帯決議の趣旨を踏まえれば、新教育長の任命同意議案に関しては、正規の手続を省略して直ちに表決を採ることは適切ではないと考える。

ついては、付議予定の人事案件5件のうち新教育長の任命同意議案については、正規の手続を執ることとされるよう願います。

委員長

ただ今の件について申し上げます。

人事案件は、本県議会では通常、正規の手続を省略する例ではあるが、正規の手続により審議をすることを求める意見があったので、教育長に係る議案については、正規の手続により行うこととする。また、その取扱いについては、次の議運で協議することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、63番柳下礼子議員から第1号議案、第15号議案、第17号議案、第19号議案、第26号議案、第38号議案の修正部分を除く原案及び第55号議案に対する反対討論、77番浅野目義英議員から第1号議案に対する賛成討論並びに第110号議案の修正案、第36号議案の修正案及び第38号議案ないし第41号議案の各修正案に対する反対討論、32番菅原文仁議員から第1号議案に対する賛成討論、19番中川浩議員から第1号議案に対する賛成討論、31番秋山文和議員から第110号議案の修正案、第110号議案の修正部分を除く原案、第36号議案の修正案及び第39号議案ないし第41号議案の各修正案に対する反対討論、18番井上航議員から第110号議案の修正案、第36号議案の修正案及び第38号議案ないし第41号議案の各修正案に対する反対討論並びに第110号議案の修正部分を除く原案に対する賛成討論、4番松坂喜浩議員から第110号議案の修正部分を除く原案及び議第4号議案に対する賛成討論、61番菅克己議員から議第2号議案に対する反対討論、5番木下博信議員から議第2号議案に対する賛成討論、16番 並木正年議員から議第2号議案に対する反対討論、47番村岡正嗣議員から議第2号議案に対する反対討論、17番石川忠義議員から議第4号議案に対する賛成討論、15番金子正江議員から議第4号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その1）のとおりでよいか。

< 了 承 >

木下（博）委員

採決確認表の（４）の部分は基本計画だと思うが、我が会派は反対したものと賛成したものがあつたと思う。全部反対になっているように見えるが、私の誤解か。

委員長

暫時、休憩する。

（休憩中に、改革が賛成した基本計画が採決確認表の（10）に入っていることを確認した。）

委員長

6 意見書案についてだが、去る2月28日(火)(一般質問初日)までに、各会派から提出された意見書案の柱15件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料1の一覧表のとおり、共同提案2件(意見書2件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

井上委員

もちろん賛成なのだが、確認したい。我が会派も毎定例会、意見書を出させていただいている。正副委員長が調整しやすいように、割と反対意見のなさそうな意見書を出させていただいているが、毎回意見書が通らない。自民、公明の意見書が通りやすいのはよくわかるが、我々の意見書はなぜ通らないのかなという思いがある。採用の基準や過程はどうなっているのか。

委員長

副委員長を通じて、皆様の意見が通るように調整させていただいている。その結果である。

井上委員

よくわかった。

我々も意見書を出す際は、様々な団体の方からお話を聞いたうえで提案しているので、採用に至らなかった理由の説明を、公式でも非公式でも構わないので、今後、是非詳しく教えていただければと思う。よろしく願います。

委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げる。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中と

することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

委員長

1 知事追加提出議案(副知事及び監査委員に係る人事案件)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

2 知事追加提出議案(教育長に係る人事案件)についてだが、副知事及び監査委員に係る人事案件の採決の後に取り扱うことによいか。

< 了 承 >

委員長

(1)提案説明の有無の確認についてだが、知事が行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)質疑の有無の確認についてだが、14番前原かつえ議員から質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)委員会付託の確認についてだが、教育長に係る議案は、文教委員会に付託することによいか。

< 了 承 >

村岡委員

委員会付託の確認について、我が会派の意見を述べさせていただく。本会議において、知事から提案理由の説明がある。それに対して質疑の機会が与えられると、ここまでの承した。これにより、正規の手続を省略するのではなく、一步踏み込んで、議会として丁寧

に審議するということになるため、午前中に自民が提案した慎重審議の機会が与えられることになると思う。よって、その後の委員会付託で教育長に関する審議をするということについては、そこまでやることは必要ないというのが我が会派の考えである。

小島委員

本日は今定例会の閉会日であり、文教委員会において本日中に審査を行うことは時間的に無理があると思う。

ついでに、新教育長の任命同意議案は、文教委員会に付託のうえ閉会中の継続審査とすることを提案する。

委員長

この際、申し上げる。

今朝の議運でも自民から発言があったが、新教育長については、慎重審議を行うことが適切であると考えます。

ただ今発言があったとおり、会期末を迎え、時間もないことから、文教委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とするので、御了承願う。

野本委員

参議院の附帯決議に係る話だが、平成26年7月17日付けの文科省初等中等教育局長からは「教育長の任命の議会同意に際しては、新『教育長』の担う重要な職責に鑑み、新『教育長』の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられる」旨の通知が届いているようである。つまり、新教育長の職責というのは、埼玉県4万人の教職員の執行権者として、今までの教育委員会委員長の職務も重なってくるわけであり、場合によっては知事に匹敵する執行権を持つ、非常に重いものとなる。次代の埼玉県を背負っていく若者を育てる機関を担う重要な人事である。参議院の附帯決議、また、文科省の通知を基に、閉会中に委員会審査を行うことで、各会派ともきちっと聴くべきことがあると思う。全く新しいことであるので。そうして質疑を行った上で、あるいは所信表明をいただいた上で、教育長の議案を決定した方がよいと考え、閉会中の継続審査を求める。そういうことである。

石川委員

議会がチェック機関としてきちっとチェックするという主旨は理解しているが、今、継続審査という言葉があった。文教委員会に付託するところまではおおむね理解したが、議運で継続審査を決めてよいものか、疑義がある。

野本委員

委員会付託をするということなので、本来であれば文教委員会で継続審査を決定すべきものだが、時間がない。異議がなければここで決めてもいいと思うが、そうでなければ本会議で、議長の議事整理権に基づいて、議長が継続審査を発議するということが考えられる。

村岡委員

私たち会派の意見を述べさせていただいたところ、野本委員から補足の説明をいただいた。教育長の重要な職責は全くそのとおりである。従来であれば正規の手続を省略してい

たが、今回、法改正に伴う初めての教育長であるので、提案者である知事から説明を受けて、それに対しては誰でも質疑ができるわけであるから、それをして、その後同意の可否を決めるという手続を経れば、私はよかろうと思う。

今の教育長通知の中には、「委員会において」とまで踏み込んで書いてあるわけではない。また、委員会で審議するとなれば、文教委員会に委員を出していない会派もあるし、委員会審査の中で、場合によっては、教育長候補者の思想・信条まで踏み込むような議論に発展しかねない。議会側がそこまで関与するのは行き過ぎだと思う。それが我々の態度の根拠である。これも補足として意見を述べさせていただく。

野本委員

それは議会側の審査のやり方の話だから、きちっと議会の良識に基づいて対応すればよい。

委員長

委員長から申し上げる。

今朝、教育長に係る議案については正規の手続により審議することを御決定いただいた。そのため、原則に則って、議案は委員会付託することとしたいと思う。また、その後の取扱いについても御意見をいただいたので、教育長に係る議案を文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることについて、次の本会議において、教育長に係る議案に対する質疑の後、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

石川委員

ここで継続審査と決定することについては反対である。

委員長

本会議で、議長発議により起立採決することの是非を確認している。

石川委員

失礼した。

菅委員

基本的なことを伺う。教育長の議案を議長発議により継続審査とすることはおおむね理解するが、教育行政の権限の空白期間ができないのか、その辺の説明がなかったので確認したい。

小島委員

新教育長が任命されるまでの間は、知事が現教育委員のなかから代理者を指名することができる。経過措置で定められているので、空白は生じない。

菅委員

どのくらいまで継続審査となるかわからないが、その間はそれに対応するという事か。

小島委員

対応措置はすでに整っている。

委員長

それではさきのとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議員提出議案についての（1）案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（4）委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（5）討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（6）採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議運、各常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしく願います。

委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議運、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

平成29年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年3月27日(月)第4回)

委員長

1 議会運営、各常任及び図書室委員会 正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。81番宮崎栄治郎議員及び86番鈴木聖二議員が、自民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 特別委員の所属変更についてだが、お手元に配布した名簿により御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

委員長

1 会派別所属議員数の確認についてだが、先ほど、自民から、金子勝議員が同会派に所属した旨の届出があった。これにより、会派別所属議員数は、お手元の資料のとおりとなったので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠の変更を行う必要が生じている。ついては、お手元の資料のとおり自民の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議席の一部変更についてだが、議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

ただ今御確認いただいたとおり、議席を一部変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、お手元の資料により御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1) 6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月19日(月)～7月7日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。